

平成20年7月30日

鳥取県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 竹内 功 様

鳥取県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会 長 岩 井 和 由

「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」の制定について（答申）

平成20年6月26日付発鳥後期高齢業第58号にて諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1. 審査会の結論

死者に関する診療報酬明細書等の遺族等への開示について、個人情報保護条例第8条第2項に規定する目的外提供として遺族等へ提供することを認める旨の答申をしたところであるが、提供するにあたっての取扱いについて、提供できる遺族の範囲や手続き等を定めておく必要がある。また、医療分野における個人情報の取扱いについては特に適正な取扱いを確保する必要があるということからも、診療報酬明細書等の開示については、診療上の支障が生じないこと等を確認するために、保険医療機関に意見を聴くことやその手続き等を定めておかなければならない。このような取扱いについて規定した別紙「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」を策定し、適正に運用していくことについて審議した結果、認めることとした。

2. 認められる理由

医療分野における個人情報については、国の示す「個人情報の保護に関する基本方針」等においても、個人情報の性質や利用方法等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があると指摘されている。それは、安全管理に関する問題、自己情報のコントロールに関する問題、死者の情報に関する問題などの点からである。具体的には、
①医療分野に関する個人情報の漏えいや不当な利用などにより、個人の権利利益が侵害された場合には、他の分野の情報に比べて、被害者の苦痛や権利利益回復の困難さが大きいこと

- ②患者の自己決定権のもとに患者自らが主体となって判断し医療を受けることができるようにしていくためには、患者の医療に関する個人情報の自己情報コントロールについて、格別の措置が必要であること
- ③医療分野の情報は、公衆衛生などその利用の意義が大きい点や、患者への配慮のない開示により逆に患者に不利益になる場合もありうるなど、他の分野にない特性を有することから、特別な配慮が必要であること
- ④医療は死と向き合う分野であり、死者の情報についても安全管理や開示に配慮する必要があるため、死者の情報について他の分野の情報とは異なる格別の措置が必要であることなどが考えられる。

そうしたことから、厚生労働省は「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」（平成 17 年 3 月 31 日付保発第 0331007 号厚生労働省保険局長通知）において、具体的な開示手続について定めることにより、個人情報の保護を徹底するよう示している。

このような状況をふまえ、保険診療に係る診療報酬明細書及び調剤報酬明細書等を取り扱う当広域連合においても、積極的な取り組みが必要であり、個人情報の保護を徹底する必要がある。

したがって、診療報酬明細書等の開示請求があった場合には、開示することに関して診療上の支障が生じないこと等を確認するために、保険医療機関に意見を聴くことや、その手続きを定めるとともに、死者に関する診療報酬明細書等の開示依頼があった場合に提供できる遺族の範囲や手続き等を定めるため、「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」を別紙のとおり策定し、適正に運用していくことが必要であると判断した。